

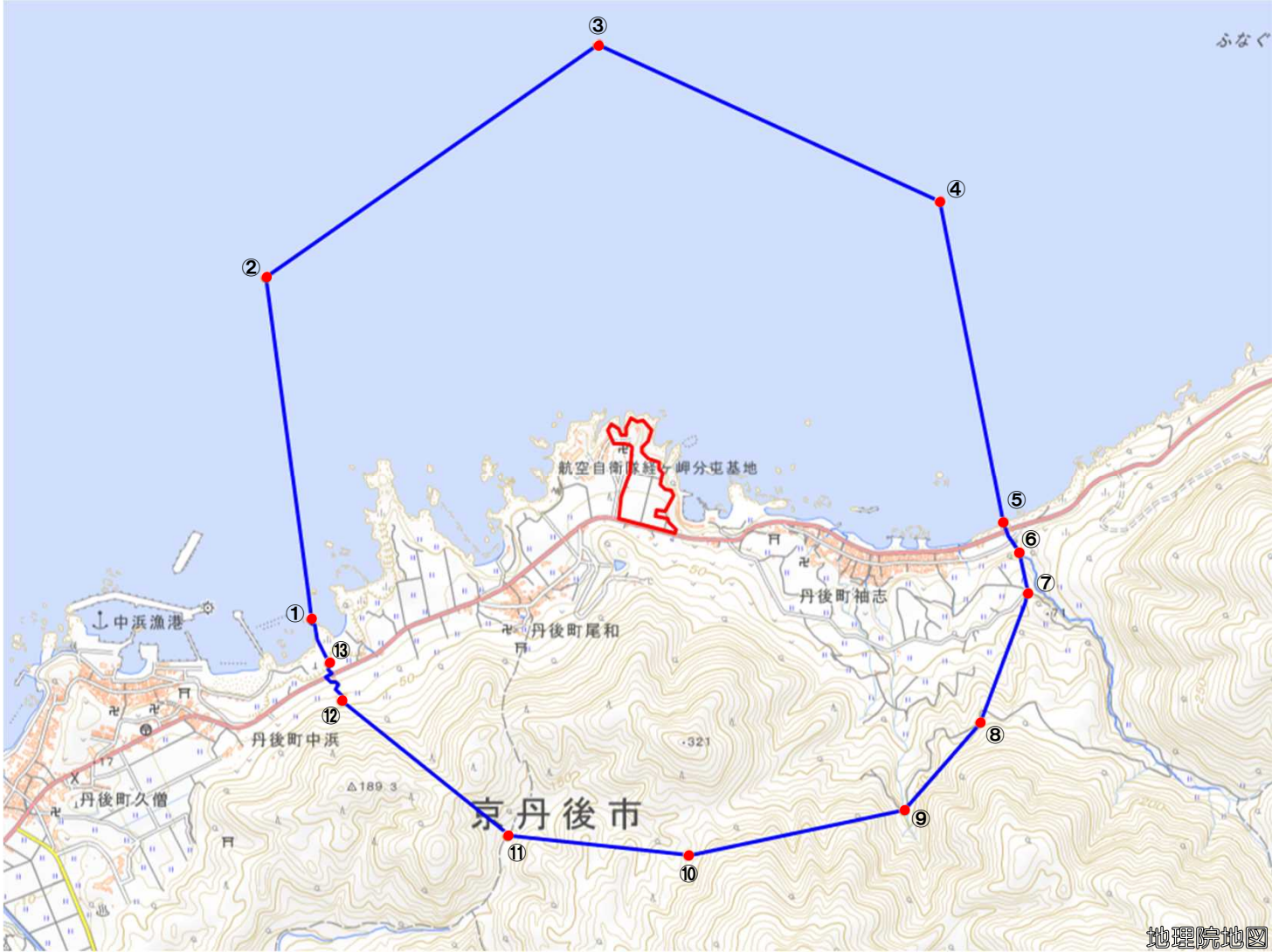
経ヶ岬通信所

対象防衛関係施設の所在地	京都府京丹後市	丹後町袖志小字文珠野百六十一ほか
対象防衛関係施設の区域	京都府京丹後市	丹後町袖志（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府京丹後市	丹後町尾和、丹後町久僧、丹後町袖志及び丹後町中浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯三十五度四十五分四十二秒、東経百三十五度一分二秒の点 二 北緯三十五度四十六分十七秒、東経百三十五度十分五十六秒の点 三 北緯三十五度四十六分四十一秒、東経百三十五度一分三十八秒の点 四 北緯三十五度四十六分二十五秒、東経百三十五度十二分二十二秒の点 五 北緯三十五度四十五分五十二秒、東経百三十五度十二分三十秒の点 六 北緯三十五度四十五分四十九秒、東経百三十五度十二分三十二秒の点 七 北緯三十五度四十五分四十五秒、東経百三十五度十二分三十三秒の点 八 北緯三十五度四十五分三十二秒、東経百三十五度十二分二十七秒の点 九 北緯三十五度四十五分二十三秒、東経百三十五度十二分十七秒の点 十 北緯三十五度四十五分十八秒、東経百三十五度一分五十秒の点 十一 北緯三十五度四十五分二十秒、東経百三十五度一分二十七秒の点 十二 北緯三十五度四十五分三十四秒、東経百三十五度一分六秒の点 十三 北緯三十五度四十五分三十八秒、東経百三十五度一分四秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

経ヶ岬通信所周辺地域



国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域
対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。

地理院地図